

生徒会規約

第1章 総則

第1条 本会は、江戸川区立南葛西中学校生徒会と称する。(以下、生徒会と称する。)

第2条 生徒会は、本校生徒全員を会員とし、組織する。又、本校の職員を顧問として指導、助言を受ける。

第3条 生徒会は、その自主的な活動を通じて、健全で明るい生活環境を作り、すぐれた伝統を築いていくことを目的とする。

第4条 前条の目的を達成させるために、次の事業を行う。

- ・良き校風をつくるための事から
- ・学校生活を規律正しく行い、その規律の中に自由を見つけること。
- ・生徒会員の親和を深めるための行事・レクリエーションに積極的に参加すること。
- ・職員との親睦を深め、より充実した学校生活を送ること。
- ・その他、生徒会の目標を達成するための事から

第2章 機関

第5条 生徒会の下に次の機関を置く。

1. 生徒総会
2. 生徒会総務部会
3. 中央委員会
4. 専門委員会
5. 部活動部長会
6. 学年委員会
7. 学級会

第6条 生徒総会は、生徒会の最高議決機関であり、前期に開くこととする。後期は、中央委員会を通して、事業内容の改正点や修正点の確認を行う。中央委員会での検討事項を各クラスの学級委員を通して、クラスに報告することとする。

しかし、必要により臨時に開催することができる。

第7条 生徒会総務部会は、会長・副会長・書記・会計で構成され、生徒会活動の企画・立案・運営・指導などを行う。

第8条 中央委員会は、総会に代わる議決機関であって、生徒会総務部員、各学級委員、各専門委員長、部長会議長によって構成される。

第9条 専門委員会として、次の委員会を設ける。

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 生活委員会 | 図書委員会 | 放送委員会 | 給食委員会 |
| 保健委員会 | 整備委員会 | 体育委員会 | |

第10条 生活委員会は、生活委員全員によって構成され、週番活動を兼務する。

第11条 部活動部長会は、それぞれの部活動の部長によって構成され、活動上の諸問題について協議を行う。

第12条 学年委員会は、それぞれの学年の学級委員全員によって構成され、学年行事の企画・運営や学年諸問題について協議を行う。

第13条 学級会は、学級毎にこれに所属する生徒会員で構成され、担任の許可を得て必要に応じて生徒会活動上の諸問題について協議する。

第3章 任 務

第14条 生徒会総務部員並びに各種委員の定員やその選出方法は次の通りとする。

役 名	定 員		選 出 方 法
	男	女	
会 長	1		被選挙者は2年生。全生徒の投票
副 会 長	2		役員は当選者の中で互選する。
書記・会計	各2		
各専門委員	各1	各1	各学級で選出する。
学級委員	1	1	

第15条 生徒会の総務部員並びに各種委員の任期は次の通りとする。

総務部員……10月～翌年9月

専門委員 …前期4月～9月，後期10月～3月

学級委員 …前期4月～9月，後期10月～3月

任期は学校行事の都合によって前後に多少ずれることもある。

第15条の2 部長の任期は原則として1年とする。

(各部の事情により若干の例外は認めるものとする。)

第16条 生徒会総務部員は次の業務を行う。

- ・会長は、生徒会のすべての業務を管理し、必要に応じて生徒総会及び中央委員会を招集することができる。
- ・副会長は、会長を補佐し、会長不在の時または会長の要請がある場合はその職務を代行する。
- ・書記は、議事録等の必要書類の作成、保存をし、生徒会活動に必要な事項を処理する。
- ・会計は、生徒会の金品を保管し、収支を明確に記録する。

第4章 会 計

第17条 生徒会の経費は、生徒会費をもってこれにあてる。会計年度は4月から翌年3月までとする。

第17条の2 生徒会の予算は4月の予算委員会で編成し、中央委員会を経て、生徒総会で承認をうけたのちに執行される。

第5章 付 則

第18条 総会並びに各委員会はその構成員の3分の2以上の出席を得て成立し、一般決議はその過半数の賛成を得て成立する。

第19条 本規約の改正の提議及び承認は次の手続きによるものとする。

1. 少なくとも生徒総数の3分の2以上の署名ある改正願書を会長に提出する。
2. 中央委員会の承認を得る。
3. 生徒総会に提起し、賛否の表決により決定する。生徒会長が改正の提議をする場合は、前項の1の手続きは要らない。

第20条 本規約を実施するに必要な規定は別に定める。